

診察室こぼれ話

2018年4月に医療保険と介護保険制度の同時改定がありました。その目的は、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が状態に応じたサービスが受けられるようにするためです。

今回の改定の中で特に特徴的なことは、介護医療院が創設されたことです。介護医療院は、介護施設なのか医療施設なのか混乱してしまいそうな名称です。

既存の介護療養型医療施設には、「介護療養病床」と「医療療養病床」があり、「介護療養病床」は、特別養護老人ホームと老人保健施設と同様に介護保険で入居できる公的な施設サービスです。一方で「医療療養病床」は医療保険が適用されます。ところが、現在ある介護療養病床は2018年3月末で廃止となっていますが、2024年4月までは移行措置として残存し、それ以降は完全に廃止されます。介護療養病床を持っている病院・有床診療所は6年間の猶予期間の間に、病床を閉じるか、または別の機能の病床に転換するかを決めないといけません。

その転換先の有力な候補として創設されたのが介護医療院です。

介護医療院の性格は、現在の介護療養病床が担っている慢性期の医療機能・看取りやターミナルケア機能とともに介護老人保健施設のような生活の場としての機能を併せ持つ介護保険施設です。

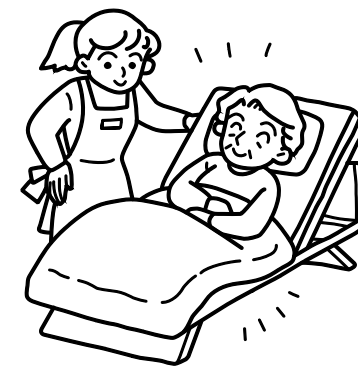
つまり介護医療院は、「医療機能」「介護機能」「生活施設」を備えた介護保険施設ということです。

では、現在の介護療養病床が介護医療院に転換すると、いったい何が変わのでしょうか？医師や看護職員、介護職員の人員基準は、実はほとんど変わらない見通しです。

特徴的なのは、「生活の場」の視点が加わったことで、長期療養の場として、「住まいの機能・環境」がより重要視されるようになるという点です。この視点は床面積の基準に表れています。

厚生労働省の案によると、介護医療院の療養室の定員は4人以下で、床面積は「8.0㎡/人以上」で、現在の介護療養病床の基準「6.4㎡/人以上」よりも広い設定です。

さらに、多床室の場合はパーテーションや家具の配置を工夫するなど、「プライバシーに配慮した環境になるように努めること」を運営者に求める方針です。



喀痰吸引や経管栄養など医療ニーズの高い要介護者に対応できる住まいとして、ほかの病床・施設との役割分担が期待されています。全国の介護療養病床は2016年現在、約6万床弱であり、このうちどれくらいの病床が介護医療院に転換するのか、注目されています。

あれこれ情報版



6月から新しく看護師が着任いたしました。火曜から金曜日の午前中、みなさまにお目にかかります。どうぞよろしく願いたします。



当院の夏季休暇は8月11日(土・祝)から8月15日(水)までです。16日(木)から平常通り診察いたします。



地震に豪雨。大きな災害となり、被害を受けられた方がたにお見舞い申し上げます。地震により、高槻市の病院では屋上の貯水タンクが漏れ出し、病棟は土砂降りの水害、廊下も水浸しだったそうです。このあたりでは想像がつかないですね。豪雨では、わたしたちの居住地域に避難勧告がずっと出ていましたが、避難命令には至らずほっとしました。



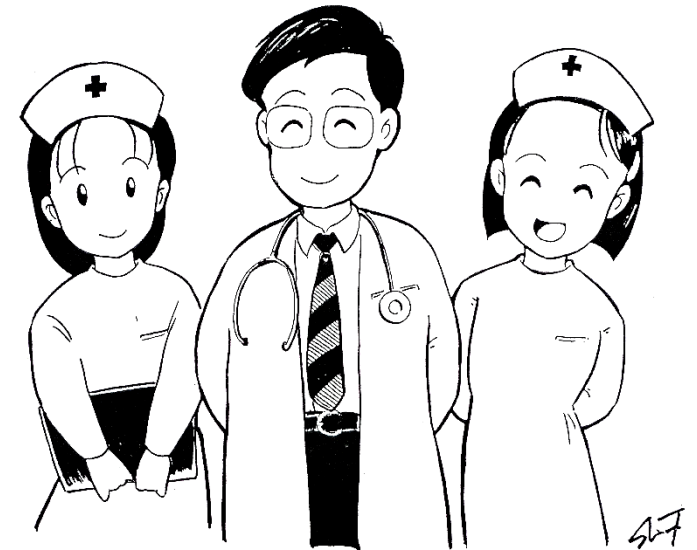
ワールドカップ、日本代表、惜しかったですね。普段サッカーに興味がなくとも熱くなってしまいました。



在宅訪問診療や往診を行っております。ご質問、ご依頼などお気軽にご相談ください。

すこやか通信

'18 7-8月号 Vol.125



児島医院

内科・循環器内科・小児科・皮膚科

神戸市東灘区深江北町 2-8-26

☎078-431-0696